

和福障第2870号
令和8年3月31日
(2026年)

指定障害福祉サービス等事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

前年度実績等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、前年度実績等に係る基本報酬及び加算について以下のとおり届出を行ってください。

1. 提出期限 **令和8年4月15日(水)【郵送の場合は当日消印有効】**

2. 提出方法 郵送または持参

※受付印を押印した事業所控えを希望する事業所は、提出分と控え分の2部をご準備ください。

※郵送により提出する場合も、受付印を押印した事業所控えを希望する事業所は、提出分と控え分の2部を送付していただくことに加えて、返信用封筒(宛先を記入し、切手を貼付したもの(※料金不足とならないようご注意ください。))を必ず同封してください。

3. 届出について

(1) 対象事業所

療養介護、生活介護、共同生活援助、施設入所支援、自立訓練(機能・生活)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、地域移行支援

※詳細は別紙を参照ください。

(2) 届出が必要な事業所

別紙の前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算は、変更がない場合であっても必ず提出してください。

(3) 提出書類について

- ・指定障害福祉サービス事業所等変更届出書(別紙様式第二号)
- ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-1)
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式4)
- ・各種報酬算定に関する届出書及び添付書類(和歌山市ホームページ: ページ番号 1067355 参照)

各種様式ダウンロード(和歌山市ホームページ: ページ番号 1067350)

※令和8年4月より各種様式が変更されています。必ず上記ホームページに掲載している新様式を使用してください。

4. 留意事項

- ・期限内に提出がない場合は、令和8年4月からの算定はできませんのでご注意ください。
- ・当該届出により、令和7年4月から遡及適用となるのは、前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算のみです。前年度実績に基づかない加算（例：福祉専門職員配置等加算）については、通常通りの取扱いとなります。
- ・**従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式4）については、2ページ目の<前年度の平均値>を含め、全て入力の上提出してください。**
- ・本通知による届出書類は、令和8年3月31日付け和福障第2871号通知による届出書類（従業者の員数等の報告）とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいてかまいません。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合
届出が月の**15日以前**に行われた場合…**翌月**から算定開始
届出が月の**16日以降**に行われた場合…**翌々月**から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 指定審査グループ
事業所指定担当
Tel : 073-435-1360 Fax : 073-431-2840
Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp